（登記）

第九十一条　機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第九十二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二款　設立

（発起人）

第九十三条　機構を設立するには、金融又は経済に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

（定款の作成等）

第九十四条　発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2　前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金及び出資に関する事項
五　運営委員会に関する事項
六　役員に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　財務及び会計に関する事項
九　定款の変更に関する事項
十　公告の方法

（設立の認可等）

第九十五条　発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　内閣総理大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第百九条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第九十六条　発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2　前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

第九十七条　第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三款　運営委員会

（設置）

第九十八条　機構に、運営委員会を置く。

（権限）

第九十九条　次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　業務方法書の作成又は変更
三　予算及び事業計画の作成又は変更
四　決算
五　その他運営委員会が特に必要と認める事項

（組織）

第百条　運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2　運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

3　委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4　運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第百一条　委員は、金融、経済、教育活動又は年金制度に関して専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

（委員の任期）

第百二条　委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の解任）

第百三条　機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。
二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
四　職務上の義務違反があるとき。

（議決の方法）

第百四条　運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

（委員の秘密保持義務）

第百五条　委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

（委員の地位）

第百六条　委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款　役員等

（役員）

第百七条　機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。